

仙台市農業委員会第 89 回総会議事録

○ 開催日時 令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 3 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17 人

会 長	1 番 赤間 敬		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 相原 元浩	4 番 阿部 康幸	5 番 大泉 権吾
	6 番 小野寺 潔	7 番 菊地 郁夫	8 番 熊谷 幸夫
	9 番 郷古 雅春	10 番 齋藤 清太	11 番 佐々木 功治
		13 番 庄子 みゆき	14 番 鈴木 可和
	15 番 高橋 勝彦	16 番 高山 真里子	17 番 中嶋 紀世生
	18 番 松原 菊男		

○ 欠席委員 2 人 12 番 柴田 市郎、19 番 三浦 彰芳

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

- (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (2) 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について
- (5) 第 5 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認について
- (6) 第 6 号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見について
- (7) 第 7 号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

5 報 告

- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について
- (4) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について
- (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について
- (6) 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
- (7) 市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について

6 そ の 他

- (1) 会長報告

(2) 農業委員会の法令遵守の実施等について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	櫻井 健二
振興係長	大越 聡	農地係長	伊藤 秀宣
振興係技師	山下 由理	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

1 開 会	開 会 (午後 1 時 3 0 分)
司会：振興係長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 89 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会赤間敬会長から、ごあいさつをお願いします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：振興係長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、赤間会長、よろしくお願いいたします。
議 長 (赤間会長)	本日は、12 番 柴田市郎 委員、19 番 三浦彰芳 委員から欠席の届けがありました。 19 人中 17 人出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、14 番 鈴木可和 委員、15 番 高橋勝彦 委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案から第 7 号議案まで、調査委員会を第二調査委員会が担当し、8 月 22 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。最初に高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員、私（高橋勝彦委員）の 4 名で調査を行いました。 今回の申請は、売買による規模拡大が 5 件、贈与による農業承継が 1 件の合計 6

件です。調査の結果報告は番号1番と2番を佐々木功治委員から、番号3番と4番を小野寺潔委員から、番号5番と6番を鈴木可和委員からします。番号2番は、口頭報告をします。

(書面報告)

(11番佐々木功治委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で159aの農地を耕作しております。8月14日に倉片誠喜農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

佐々木功治委員
(11番)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。令和7年7月18日開催のあっせん会においてあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で408aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。8月18日に佐藤光農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(6番小野寺潔委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、農地所有適格法人として、トラクター8台、田植機2台、収穫機3台を所有し、法人構成員11人、組合員2人に常時雇用2人と臨時雇用30人で、90.2haの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。8月18日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、田植機1台、トラクター1台を所有し、収穫機は、機械利用組合から借り受け、家族4人で711aの農地を耕作しています。なお、申請地には農地中間管理事業による

賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。8月15日に堀芳雄農地利用最適化推進委員、8月16日に遠藤武一農地利用最適化推進委員、8月18日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（14番鈴木可和委員報告）

番号5番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で18.4haの農地を耕作しています。8月17日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、贈与により農業承継するものです。親から子へ、持分贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族6人で689aの農地を耕作しています。8月13日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

（午後1時37分）

議 長	次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第2号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、貸資材置場に転用するものが1件、貸駐車場に転用するものが1件、老人福祉施設に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、熊谷幸夫委員からします。番号3番は、口頭報告をします。 (書面報告) (8番熊谷幸夫委員報告) 番号1番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、田 1,357㎡のうち722㎡を転用し、資材置場に368㎡、駐車場(4台)に84㎡、通路等に270㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済であり新たな費用は発生しません。なお、許可を得ないで貸資材置場として使用されていることに対して顛末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。 番号2番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、畑 974㎡を転用し、駐車場(16台)に285㎡、建設機械駐車場に237㎡、通路等に452㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であり、恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済であり新たな費用は発生しません。なお、許可を得ないで貸駐車場として使用されていることに対して、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
熊谷幸夫委員 (8番)	番号3番は、老人福祉施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。

	農地区分は、街区がある程度形成されていることから、第3種農地と判断しました。申請は、田 983 m²（実測 983.61 m²）を転用し、老人福祉施設に 261.24 m²、駐車場（9 台）に 153.00 m²、通路等に 524.37 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。申請者が老人福祉施設を設置し、運営は医療法人が行うものです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関からの融資証明書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。 （異議、意見等なし）
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長	全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 （午後1時40分）
議 長	次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査委員会委員長	第3号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の4名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、分家住宅に転用するものが2件、農業用施設に転用するものが2件、ドローン練習場に転用するものが1件、作業ヤードに一時転用するものが7件の合計14件です。調査の結果報告は、番号1番から3番は菊地郁夫委員から、番号4番から7番は阿部康幸委員から、番号8番から14番は中嶋紀世生委員からします。番号3番と9番は、口頭報告をします。 （書面報告） （7番菊地郁夫委員報告） 番号1番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施

行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑 1,208 m²を転用し、資材置場に 366.50 m²、駐車場・作業車両置場に 266.00 m²、通路等に 575.50 m²を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、許可を得ないで現地を資材置場として使っていたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、使用貸借により、分家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田 437 m²を転用し、分家住宅に 109.10 m²、駐車場に 25.00 m²、通路等に 302.90 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の融資審査結果の写しが提出されております。また、令和7年7月31日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。（開発許可と同日許可となります。）以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

菊地郁夫委員
(7番)

番号3番は、使用貸借により、農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、農業法人が畑 5,899 m²のうち 2,236.43 m²を転用し、農業用機械置場・作業用地に 1,137.42 m²、駐車場に 1,099.01 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は現地を既に整備済であり新たな費用は発生しません。なお、許可を得ないで農業用施設として使用されていることに対して始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(4番阿部康幸委員報告)

番号4番と5番は、関連がありますので一括して報告します。賃貸借により、公共工事の作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田畑729㎡のうち621㎡を一時転用し、転回場に473㎡、資材置場に148㎡を利用する計画であり、計画面積は正であると判断しました。一時転用の期間は、令和8年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、賃貸借により、公共工事の作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田764㎡を一時転用し、資材置場に400㎡、駐車場(10台)に150㎡、通路等に214㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和8年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、贈与により、分家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行完了後8年以上経過している区域です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域であって500m以内に2つ以上の公共施設または公益施設がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、譲受人が田279㎡を転用し、分家住宅に127.43㎡、駐車場に45.00㎡、通路等に214.00㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の融資審査結果の写しが提出されております。仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。また、令和7年7月22日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。(開発許可と同日許可となります。)以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(17 番中嶋紀世生委員報告)

番号8番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施

行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑1,324㎡を転用し、事業面積2,735㎡(雑種地含む)を資材置場に1,306.15㎡、駐車場に161.93㎡、その他通路等に1266.92㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

中嶋紀世生委員
(17番)

番号9番は、賃貸借により、ドローン練習場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田2,544㎡を転用し、ドローン練習場に1,967.31㎡、休憩所に26.17㎡、トイレに5.03㎡、駐車場(10台)に236㎡、その他通路等に309.49㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、航空法の飛行禁止区域に該当しないことを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(17番中嶋紀世生委員報告)

番号10番は、使用貸借により農業用施設に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内です。申請は、農業法人が畑3,407㎡のうち999㎡を転用し、農作業場に579.66㎡、駐車場に142.65㎡、通路等に276.69㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果の写しが提出されております。農振農用地であることから、農業用施設用地への農振用途区分変更通知が令和6年11月18日付で出ております。また、仙台東土地改良区からは「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号11番から14番は関連がありますので一括して報告します。賃貸借により、公共工事の作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、市街化調整区

域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがないことから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が田畑 2,428 m²のうち 624.94 m²を一時転用し、転回場に 552.34 m²、資材置場に 72.60 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は、令和8年3月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第3号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

松原菊男委員
(番号 18 番)

番号9番で、ドローンの練習場に使用するために申請されている面積ですが、ドローンは滑走路が不要で、垂直に飛ぶことができるので、そこまで面積がいらないと思うのですが、今回の申請面積が練習場としてかなり大きな面積になっているのは何故なのでしょう。

事務局農地係長

飛行訓練を行うスペースについては、検定試験にも使用できる面積が必要とことです。約20メートル掛ける30メートル位のエリアを2か所設けて、その中で規定通りの操縦ができるか試験を行うというように聞き取りをしております。一般的なドローンの検定を行う試験場では、先ほど申し上げた広さが必要ということで、資料が提出されています。

松原菊男委員
(番号 18 番)

面積の広さについては分かりました。もう一点、練習場以外の土地、例えば隣接した農地の上空も飛ぶことになるのでしょうか。もし飛ぶのであれば、そのことに対する規制などがあれば、教えていただきたいです。万が一、他人が所有している隣接した農地などにドローンが飛んで行ってしまった場合は、何か違反になるのでしょうか。また、飛行が禁止されている高さなどは決まっているのでしょうか。

事務局農地係長

今回の申請では、あくまでも申請者所有の敷地内で練習してもらうような施設を設けたい、と計画しているということです。

ドローンの飛行禁止区域については航空法で定められており、150メートル以上の高さの区域は飛ばしてはいけない、ということになっております。また、空港周辺の上空、人口集中地区の上空、山火事が発生している現場の真上等の緊急用務区域は、航空法上飛ばしてはいけないということになっております。

また、他人の敷地の上でドローンを飛ばす点については、民法上で土地の所有権は「所有者の土地の上空及び地下に及ぶ」とされていますが、その効果の範囲

	が「その所有者の利益が及ぶ範囲まで」となっており、具体的にどの高さまでが範囲になる、ということまでは決められていません。ですので、他人の家や敷地の上空を飛ばすことで他人の権利侵害にあたるかという点については、飛ばす高さや手段等内容によって異なる、ということになるようです。
松原菊男委員 (番号 18 番)	ありがとうございます。最近、消毒など様々な作業をドローンでやっているのを見かけるので、自分でも色々と勉強したいと思います。
議 長	他に何かございますか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第 3 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について は、許可と決定いたします。 (午後 1 時 4 9 分)
議 長	次に、第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について を上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第 4 号議案の調査結果について報告します。調査は、熊谷幸夫委員、阿部康幸委員、菊地郁夫委員、中嶋紀世生委員の 4 名で調査を行いました。今回の申請は、資材置場に転用していたものの事業計画変更承認を申請するものが 1 件です。 調査の結果報告は、菊地郁夫委員からします。 (書面報告) (7 番菊地郁夫委員報告) 番号 1 番は、賃借権の設定により資材置場に一時転用していましたが、工期の変更に伴い事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。令和 5 年 12 月 26 日付け農地法第 5 条許可で市発注工事のための資材置場として一時転用許可を行い、その後、令和 7 年 4 月 30 日付で一時転用の期間を、令和 7 年 7 月 31 日まで延長する変更承認を行いました。しかし、設計・施工条件の変更による遅延が発生し工期の延長が必要となったことから、一時転用の期間を令和 7 年 12 月 31 日までに変更するものです。 (5 ヶ月間延長するもの) 事業面積に変更はなく、用途排水計画や被害防除計

	画、農地復元計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。賃借料の増加に関しても自己資金で対応可能であることを確認しています。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。
議 長	第4号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第4号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定について は、承認と決定いたします。 (午後1時51分)
議 長	次に、第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認について を上程します。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第5号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員、私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。今回の非農地証明願は、1件です。調査の結果報告は、鈴木可和委員からします。 (書面報告) (14番鈴木可和委員報告) 申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。現況は山林です。申請理由は、傾斜地で耕作が不向きであったことから、平成9年11月時点で既に山林化し、現在に至るものです。確認資料である、固定資産税課税明細書・現地写真・航空写真により、「農地法施行後には農地であったものが耕作不適・耕作不便等止むを得ない事情により20年以上耕作放棄されたため、自然改廃した土地で農地への復元が困難なものと農業委員会が認めたもの」に該当し、承認相当と調査しました。
議 長	第5号議案の調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等

	はございませんか。 (異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がなければ採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第5号議案 農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認について は、承認と決定いたします。 (午後1時52分)
議 長	次に、第6号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見についてを上程いたします。 高橋委員長から調査の結果を報告願います。
高橋第二調査 委員会委員長	第6号議案の調査結果について報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。市街化区域に編入した農地に対して土地区画整理事業における取扱いについて、意見を求められているものです。調査の結果報告は、小野寺潔委員から口頭報告をします。
小野寺潔委員 (6番)	第6号議案の調査結果について報告します。市街化区域に編入している農地の区画整理事業での農地の取扱いについて、意見を求められているものです。概要については別紙のとおりです。仙台市上愛子樋田土地区画整理組合の設立に伴うもので、区画整理組合設立準備委員会から、意見を求められているものです。土地区画整理事業概要書など関係書類を検討した結果、次のとおりの意見を付すことに調査をいたしました。 1 施行区域に小作地が存在する場合は、関係者と話し合いの上、後日紛争等が生じないように十分配慮すること。 2 施行区域外農地への汚水の流出防止施策を施すなど、用排水の確保についても支障のないよう万全な配慮をすること。 以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	第6号議案について調査の結果、「1・2の意見を付す」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。 (異議、意見等なし)

第6号議案について、1・2の意見を付すことに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手と認めます。よって、第6号議案 土地区画整理事業予定地の農地の取扱いに係る意見を求める件について、「1 施行区域に小作地が存在する場合は、関係者と話し合いの上、後日紛争等が生じないよう十分配慮すること。2 施行区域外農地への汚水の流出防止対策を施すなど、用排水の確保についても支障のないよう万全な配慮をすること。」との意見を付すことに決定いたします。

議長

次に、第7号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを上程します。

高橋第二調査
委員会委員長

第7号議案の調査結果を報告します。調査は、佐々木功治委員、小野寺潔委員、鈴木可和委員と私（高橋勝彦委員）の4名で調査を行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり、除外が2件です。調査の結果報告は、私（高橋勝彦委員）から口頭報告をします。

整理番号 1 番は、隣接する集会所の駐車場を拡張のため農用区域から除外するものです。今回の除外については、農振除外の 5 要件の判断基準を満たしているものです。なお、農業振興地域整備計画の変更後に、農地法の手続きが必要となるものです。整理番号 2 番は、令和 7 年 2 月 26 日付けで農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地として判断した土地のうち、農用区域にある 13 筆を農用区域から除外するものです。

今回の仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、農用地利用計画変更申出書等、関係書類を検討した結果、「妥当であり意見はなしとする」と調査いたしました。

議長

第7号議案の調査の結果、「妥当であり意見はなしとする」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

議長

それでは、意見等がなければ採決します。

第7号議案について、「妥当であり意見はなしとする」ことに賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第7号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、「妥当であり意見はなしとする」ことに決定いたします。 (午後1時58分)
議 長	続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。
事務局農地係長	それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり7件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり10件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3) 農地法第3条の3の規定（相続等）による届出については、4ページから5ページに記載のとおり9件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により受理しております。(4) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）については、6ページに記載のとおり9件ありました。(5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について、7ページに記載のとおり1件ありました。(6) 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、8ページに記載のとおり1件ありました。農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問がないようですので、次に、(7)「市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (7)「市街化調整区域内における農地転用許可後の現況把握について」
議 長	報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)

議 長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 (午後 2 時 1 0 分)
議 長	続きまして、その他に入ります。 (1)会長報告は、私（赤間 敬 会長）からいたします。資料 2をお開き下さい。
会 長	— その他 — (1)「会長報告」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(2)「農業委員会の法令遵守の実施等について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (2)「農業委員会の法令遵守の実施等について」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(3)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。 — その他 — (3)「事務局からの連絡事項」
事務局農地係長 事務局振興係	1 中間管理事業の契約に係る受け手の選出について 2 令和 7 年度農業委員会視察研修会について 3 令和 7 年 9 月～10 月の予定表 4 他市町村農業委員会日より（広島市）
議 長	ここまでの説明について、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、その他について終了いたします。 他に何かございますか。 なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

嶺岸会長職務
代理者

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第 89 回総会を閉会します。

閉 会

(午後 2 時 4 3 分)